

改正

昭和42年8月25日条例第20号  
昭和45年10月12日条例第31号  
昭和46年10月2日条例第20号  
昭和47年1月26日条例第3号  
昭和48年6月7日条例第20号  
昭和49年4月1日条例第11号  
昭和49年12月14日条例第37号  
昭和50年7月2日条例第15号  
昭和50年11月26日条例第28号  
昭和51年3月31日条例第11号  
昭和51年12月27日条例第26号  
昭和54年5月17日条例第12号  
昭和55年5月1日条例第12号  
昭和58年6月25日条例第13号  
昭和59年6月22日条例第10号  
昭和61年3月31日条例第13号  
昭和62年4月1日条例第15号  
昭和63年7月1日条例第23号  
平成3年9月18日条例第23号  
平成7年5月2日条例第22号  
平成9年4月30日条例第27号  
平成12年3月3日条例第1号  
平成15年3月26日条例第10号  
平成17年12月20日条例第27号  
平成18年3月3日条例第1号  
平成18年12月12日条例第33号  
平成18年12月21日条例第38号  
平成19年3月30日条例第8号  
平成19年9月27日条例第19号  
平成23年3月29日条例第5号  
平成24年4月9日条例第16号  
平成25年3月29日条例第13号  
平成26年3月27日条例第9号  
平成27年3月16日条例第5号  
平成29年6月8日条例第16号  
平成30年3月28日条例第12号  
令和2年3月30日条例第16号  
令和3年3月26日条例第12号  
令和3年7月30日条例第18号

中間市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総合政策委員会 6人

(1) 総務部の所管に属する事項

- (2) 教育委員会の所管に属する事項
- (3) 議会事務局の所管に属する事項
- (4) 監査委員の所管に属する事項
- (5) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (6) 会計課の所管に属する事項
- (7) 他の常任委員会の所管に属しない事項

市民厚生委員会 5人

- (1) 市民部の所管に属する事項
- (2) 保健福祉部の所管に属する事項

産業消防委員会 5人

- (1) 建設産業部の所管に属する事項
  - (2) 農業委員会の所管に属する事項
  - (3) 環境上下水道部の所管に属する事項
  - (4) 消防本部の所管に属する事項
- (常任委員の任期)

第3条 常任委員は、議員の任期中在任する。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人以内とする。
  - 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。
- (常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
  - 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
- (委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
  - 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- (委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
  - 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- (委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。
- (委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
- (委員長及び副委員長の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第13条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、中間市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則 (昭和42年8月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月12日条例第31号)

この条例は、中間市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和45年中間市条例第30号)施行の日から施行する。

附 則 (昭和46年10月2日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年1月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月7日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年12月14日条例第37号)

この条例は、中間市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和49年中間市条例第35号)公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月2日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第2条の改正に伴い開発委員会から総務委員会に所属を変更する委員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、昭和52年5月13日までとする。

附 則 (昭和50年11月26日条例第28号)

1 この条例は、昭和50年11月26日から施行する。

2 この条例の施行の際に、現に総務委員会、民生委員会又は開発委員会の委員である者は、それぞれ改正後の当該委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の当該委員会の委員の残任期間とする。

附 則（昭和51年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日条例第26号）

この条例は、昭和52年1月14日から施行する。

附 則（昭和54年5月17日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年5月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月22日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第15号）

この条例は、昭和62年4月30日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日条例第23号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成3年9月18日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年5月2日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定については、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第10号）

この条例は、平成15年4月30日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第27号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月12日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月21日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第8号）

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日条例第19号）

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日条例第5号）

この条例は、平成23年4月30日から施行する。

附 則（平成24年4月9日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月27日 条例第 9 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月16日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。  
（中間市議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の中間市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の中間市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。  
（中間市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 2 条の規定による改正後の中間市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正前の中間市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定は、なおその効力を有する。  
（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 3 条の規定による改正後の中間市特別職職員の給与等に関する条例第 1 条、第 2 条、第 6 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は適用せず、第 3 条の規定による改正前の中間市特別職職員の給与等に関する条例第 1 条、第 2 条、第 6 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年 6 月 8 日 条例第16号）

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の始まる日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日 条例第12号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日 条例第16号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日 条例第12号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月30日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。